平成２３年（フ）第３１８号
群馬県北群馬郡吉岡町大字北下1148番地13
債務者　永井　和美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
群馬県北群馬郡吉岡町大字北下1148番地13
債務者　永井　志保（旧姓星名）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
群馬県前橋市女屋町1006番地２
債務者　女屋　一幸
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
群馬県伊勢崎市富塚町253番地17
債務者　楠　　勝江
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
群馬県伊勢崎市富塚町253番地17
債務者　楠　　愛美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
群馬県渋川市赤城町津久田306番地１　田子貸住宅Ｂ号
債務者　本多　和子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
群馬県前橋市西大室町1243番地６
債務者　伏島　　清
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田910番地１　エトワールＢ102
債務者　堀口恵理子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前709
債務者　藤間　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
群馬県高崎市足門町1708番地１　メゾン・ブルーメ203号
債務者　鈴木　元来
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３９７号
埼玉県東松山市大字石橋1573番地20
債務者　飯嶋　一仁
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３９９号
埼玉県熊谷市久下３丁目43番地　104
債務者　齋藤　秀夫
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４１６号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目22番28―103号
債務者　進藤　英康
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４３７号
相模原市南区大野台５丁目１番17号　フォンティーヌシャンテ106
債務者　志田　　薫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４５２号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番４―506号
債務者　及川　伸一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４５４号
相模原市中央区横山２丁目８番13号　セジュール横山406号室
債務者　鈴木　英和
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４５６号
東京都多摩市落合６丁目14番地の10　コメット102、申立時の住所相模原市中央区南橋本１丁目８番４号　ルミネンスビル南橋本202
債務者　宇治　博貴
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部